

認定看護管理者による相談支援 実施要項 (参加施設の看護管理者向け)

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の発生・拡大により、有事に備えた看護管理の重要性が顕在化し、看護管理者のマネジメント能力のさらなる強化が求められている。特に、300床未満の医療機関及び介護施設、訪問看護ステーション（以下、当該施設）においては、施設内の看護管理者も少なく、十分なサポートが得られない中で様々なマネジメントが求められている。そのような看護管理者に対する支援を行うため、認定看護管理者※による相談支援を行う。

※認定看護管理者とは：病院や介護老人保健施設などの管理者として必要な知識を持ち、患者・家族や地域住民に対して質の高いサービスを提供できるよう組織を改革し、発展させることができる能力を有すると認められた看護師。認定看護管理者の資格は、日本看護協会が認定しています。

2. 実施主体

公益社団法人日本看護協会

3. 対象

300床未満の医療機関及び介護施設、訪問看護ステーションに所属する看護管理者

4. 内容

相談支援を希望する看護管理者に対し、認定看護管理者による施設の状況や個別性に応じた看護管理に関する相談支援を行います。

(1) 1回の相談時間

① 相談支援前の事前ヒアリング：1時間程度

※相談支援日の1週間前を目途にオンラインWEB会議システムにて実施

② 相談支援当日：最大3時間

(2) 相談内容例

- コロナ禍における看護提供体制の整備の方法
- 組織での感染管理対策の考え方
- 人員調整や労務管理、労働環境の整備 等

(3) 相談支援実施方法

施設へ直接訪問もしくはオンラインWEB会議システム等を用いた遠隔での相談支援

※いずれにおいても相談支援前の事前ヒアリングはオンラインにて行います。

5. 受付数

245 件程度

※日程調整は、施設種別や所在地を勘案し、順次行います。

6. 期間

(1) 募集期間

2022年5月9日～2022年12月28日

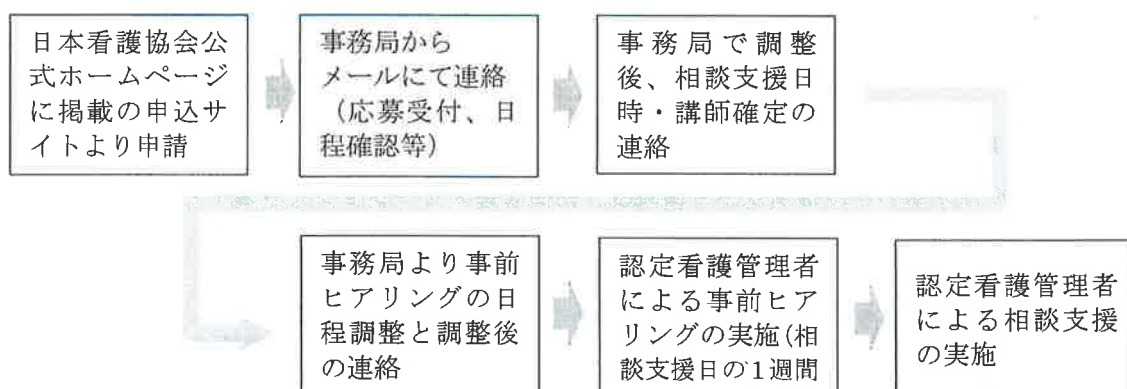
(2) 実施期間

2022年6月1日～2023年2月28日

7. 費用負担

なし（無料）

8. 申し込みから相談までの流れ



9. 応募方法

(1) 応募方法

日本看護協会公式ホームページに掲載の申込サイトのリンクから応募ください。

※希望する日程は、第5希望まで必ずご記入ください。また、第1～5希望のいずれになっても支障がないように調整ください。

※応募内容は、講師の方に共有いたします。

※相談支援実施の可否等については、応募後1か月を目安に事務局より申し込み者に通知します。

(2) 応募時に入力いただく内容

下記のすべての項目についてご記入ください。なお、いただいた内容は、相談支援実施前に講師と共有いたします。

- ① 法人名および施設名
- ② 事業者名
- ③ 所在地（講師が訪問する住所）
 ※遠隔での相談支援を希望する場合もご記入ください。
- ④ 施設種別（病院／介護施設／訪問看護ステーション）
- ⑤ 施設規模（病院：病床数、介護施設・訪問看護ステーション：利用者数）
- ⑥ 希望する相談支援方法（施設に直接訪問／オンラインWEB会議システム等を用いた遠隔での相談支援／どちらでも対応可能）
 ※「どちらでも対応可能」の回答のみ、優先する方法（施設に直接訪問／オンラインWEB会議システム等を用いた遠隔での相談支援）もご記入ください。
- ⑦ 相談支援希望日時（必ず第5希望まで記入のこと）
 ※希望する日程は、第5希望まで必ずご記入ください。また、第1～5希望のいずれになっても支障がないように調整ください。
 ※いずれの日程も、講師との調整ができなかった場合は、改めて、希望日を問い合わせる場合があります。また、講師との日程調整が不調に終わった場合には、相談支援を受けられない場合がございます。
 ※相談支援日時が決定いたしましたら、事務局より相談支援日時の1週間前を目途に講師と事前ヒアリングの日程調整を行います。
- ⑧ 連絡先（役職、氏名、電話番号、メールアドレス）
 ※連絡は原則、メールアドレスにて行います。
- ⑨ 【施設に直接訪問を希望する施設のみ】施設の最寄り駅もしくはバス停、最寄りの交通機関から徒歩による所要時間
- ⑩ 相談支援を受けたい内容
 ※下記に当てはまる事項を選択した上で、相談したい内容を具体的に回答ください。
- コロナ禍における看護提供体制の整備の方法
 - 組織での感染管理対策の考え方
 - 人員調整や労務管理、労働環境の整備
 - その他、講師に相談したい内容

10. 留意事項

- ・ 申し込み時に希望したいずれの日程も、講師との調整ができなかった場合は、改めて、希望日を問い合わせる場合があります。また、講師との日程調整が不調に終わった場合には、相談支援が実施できない場合がございます。
- ・ 相談支援を実施する認定看護管理者を、応募者が選ぶことはできません。

- ・ 病棟や外来等のセクションごとの看護管理者の方もお申込みいただけますが、事前に上長にご報告の上、お申込みください。
- ・ オンライン WEB 会議システムを使用するために必要となるパソコン・スピーカー・マイク等は施設でご準備ください。
- ・ 施設で相談支援を実施する場合、相談支援中の密な状態の回避など、十分な感染症対策を実施してください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の社会情勢を鑑み、施設への直接訪問から、オンラインWEB会議システム等を用いた遠隔での相談支援に変更となる可能性があります。
- ・ 講師の相談支援内容等は自己責任においてご利用ください。相談支援内容に基づいて参加施設が下した判断およびその行動によって生じた結果に対して講師及び日本看護協会はその責を負わないものとします。
- ・ 相談支援後の双方の連絡は妨げるものではありませんが、当事者間の責任において行ってください。
- ・ 相談支援実施後に事後アンケートをお送りいたしますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

【お問合せ：事務局】

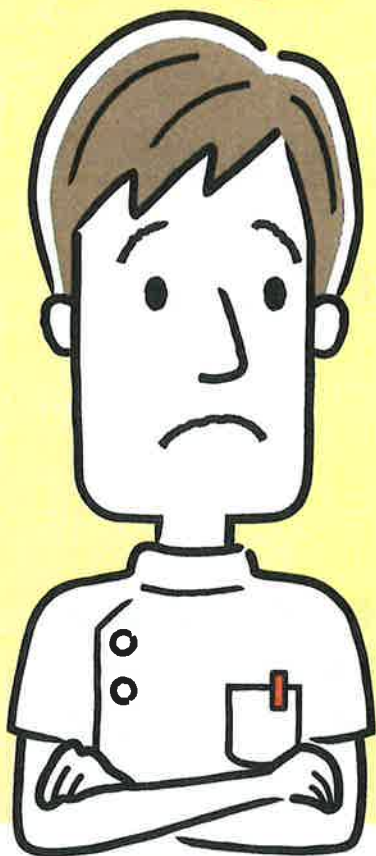
日本看護協会「看護管理者を対象とした相談支援事業」事務局(委託業者:株式会社アテナ)

E-mail : info@jnasoudan.jp



コロナ禍における、看護管理に関する困りごとの

相談をして みませんか？



コロナ禍に
おける
体制の整備

組織での
感染管理対策

人員調整や
労務管理

労働環境の
整備

...



300床未満の医療機関、介護施設、訪問看護ステーションに
所属する看護管理者の皆さまを対象に

認定看護管理者を派遣し、
相談支援を行います

相談
無料

認定看護管理者とは

病院や介護老人保健施設などの管理者として必要な知識を持ち、患者・家族や地域住民に対して質の高いサービスを提供できるよう組織を改革し、発展させることができる能力を有すると認められた看護師のことです。認定看護管理者の資格は、日本看護協会が認定しています。

申込期間

2022年5月9日(月)～2022年12月28日(水)

認定看護管理者による相談支援の申込方法

対 象

300床未満の医療機関、介護施設、訪問看護ステーションに所属する看護管理者

募集件数

245件程度

申込方法

日本看護協会公式ホームページに掲載の実施要項を確認の上、お申し込みください。

※実施要項は2022年4月下旬に掲載の予定です。

申込期間

2022年5月9日(日)～2022年12月28日(水)

実施期間

2022年6月1日(火)～2023年2月28日(火)

費 用

無料

1回の相談時間

最大3時間

内 容

相談支援を希望する看護管理者に対し、派遣前に相談事項をヒアリングした上で認定看護管理者の派遣等(直接訪問もしくは遠隔)を行い、施設の状況や個別性に応じた、看護管理に関する相談支援を行います。

《相談内容例》

- コロナ禍における看護提供体制の整備の方法
- 組織での感染管理対策の考え方
- 人員の調整や労務管理、労働環境の整備

など

■詳細及び実施要項は、日本看護協会ホームページ
<https://nintei.nurse.or.jp/nursing/qualification/mncna>
からご確認ください。



認定看護管理者による相談支援

検索

精神看護専門看護師による相談支援 実施要項 (参加施設の看護管理者向け)

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の発生・拡大により、有事に備えた看護管理の重要性が顕在化し、看護管理者のマネジメント能力のさらなる強化が求められている。コロナ禍においては、状況が刻々と変化していく中で職員の不安が増大しており、看護管理者はメンタルヘルス対応を行いながら、必要なマネジメントの実践を求められている。そのような看護管理者に対する専門家による支援を行うため、精神看護専門看護師による相談支援を行う。

※精神看護専門看護師とは：精神疾患患者に対して水準の高い看護を提供し、一般病院でも心のケアを行う「リエゾン精神看護」の役割を提供する者です。精神看護専門看護師の資格は、日本看護協会が認定しています。

2. 実施主体

公益社団法人日本看護協会

3. 対象

全国の医療機関及び介護施設、訪問看護ステーションに所属する看護管理者

4. 内容

相談支援を希望する看護管理者に対し、精神看護専門看護師による施設の状況や個別性に応じた相談支援を行います。

(1) 1回の相談時間

- ① 相談支援前の事前ヒアリング：1時間程度

※相談支援日の1週間前を目途にオンラインWEB会議システムにて実施

- ② 相談支援当日：最大3時間

(2) 相談内容例

- メンタルヘルスケアに関する基礎知識と管理監督者の役割
- ストレスマネジメントに関する教育・指導
- 職員からの相談対応の方法
- 職場環境等の評価や改善方法
- 職場復帰への支援方法 等

(3) 相談支援実施方法

施設へ直接訪問もしくはオンライン WEB 会議システム等を用いた遠隔での相談支援
※いずれにおいても相談支援前の事前ヒアリングはオンラインにて行います。

5. 受付数

75 件程度

※日程調整は、施設種別や所在地を勘案し、順次行います。

6. 期間

(1) 募集期間

2022 年 5 月 9 日～2022 年 12 月 28 日

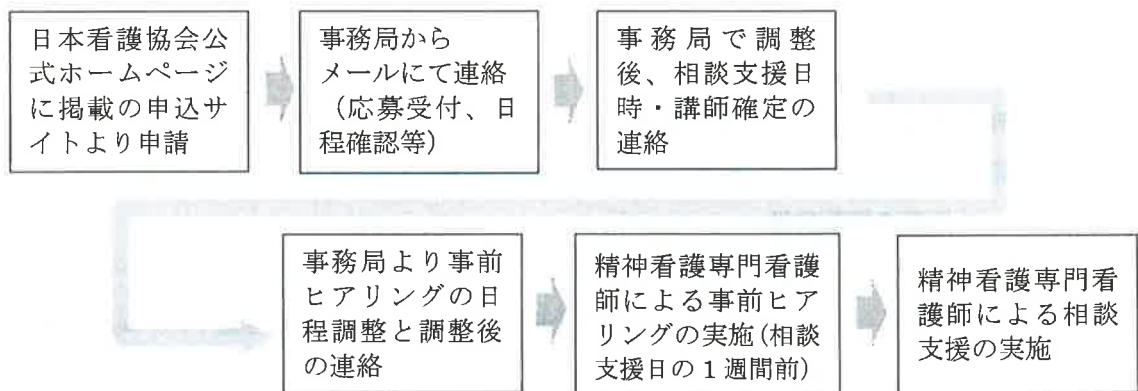
(2) 実施期間

2022 年 6 月 1 日～2023 年 2 月 28 日

7. 費用負担

なし（無料）

8. 申し込みから相談までの流れ



9. 応募方法

(1) 応募方法

日本看護協会公式ホームページに掲載の申込サイトのリンクから応募ください。

※希望する日程は、第 5 希望まで必ずご記入ください。また、第 1～5 希望のいずれになっても支障がないように調整ください。

※応募内容は、講師の方に共有いたします。

※相談支援実施の可否等については、応募後 1 か月を目安に事務局より申し込み者に通知します。

(2) 応募時に入力いただく内容

下記のすべての項目についてご記入ください。なお、いただいた内容は、相談支援実施前に講師と共有いたします。

- ① 法人名および施設名
- ② 事業者名
- ③ 所在地（講師が訪問する住所）
※遠隔での相談支援を希望する場合もご記入ください。
- ④ 施設規模（病床数）
- ⑤ 希望する相談支援方法（施設に直接訪問／オンラインWEB会議システム等を用いた遠隔での相談支援／どちらでも対応可能）
※「どちらでも対応可能」の回答のみ、優先する方法（施設に直接訪問／オンラインWEB会議システム等を用いた遠隔での相談支援）もご記入ください。
- ⑥ 相談支援希望日時（必ず第5希望まで記入のこと）
※希望する日程は、第5希望まで必ずご記入ください。また、第1～5希望のいずれになっても支障がないように調整ください。
※いずれの日程も、講師との調整ができなかった場合は、改めて、希望日を問い合わせる場合があります。また、講師との日程調整が不調に終わった場合には、相談支援を受けられない場合がございます。
※相談支援日時が決定いたしましたら、事務局より相談支援日時の1週間前を目途に講師と事前ヒアリングの日程調整を行います。
- ⑦ 連絡先（役職、氏名、電話番号、メールアドレス）
※連絡は原則、メールアドレスにて行います。
- ⑧ 【施設に直接訪問を希望する施設のみ】施設の最寄り駅もしくはバス停、最寄りの交通機関から徒歩による所要時間
- ⑨ 相談支援を受けたい内容
※下記に当てはまる事項を選択した上で、相談したい内容を具体的に回答ください。
 - メンタルヘルスケアに関する基礎知識と管理監督者の役割
 - ストレスマネジメントに関する教育・指導
 - 職員への相談対応の方法
 - 職場環境等の評価や改善方法
 - 職場復帰への支援方法
 - その他、講師に相談したい内容

10. 留意事項

- ・ 申し込み時に希望したいずれの日程も、講師との調整ができなかった場合は、改めて、希望日を問い合わせる場合があります。また、講師との日程調整が不調に終わった場合には、相談支援が実施できない場合がございます。
- ・ 相談支援を実施する精神看護専門看護師を、応募者が選ぶことはできません。
- ・ 病棟や外来等のセクションごとの看護管理者の方もお申込みいただけますが、事前の上長にご報告の上、お申込みください。
- ・ オンライン WEB 会議システムを使用するために必要となるパソコン・スピーカー・マイク等は施設でご準備ください。
- ・ 施設で相談支援を実施する場合、相談支援中の密な状態の回避など、十分な感染症対策を実施してください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の社会情勢を鑑み、施設への直接訪問から、オンラインWEB会議システム等を用いた遠隔での相談支援に変更となる可能性があります。
- ・ 講師の相談支援内容等は自己責任においてご利用ください。相談支援内容に基づいて参加施設が下した判断およびその行動によって生じた結果に対して講師及び日本看護協会はその責を負わないものとします。
- ・ 相談支援後の双方の連絡は妨げるものではありませんが、当事者間の責任において行ってください。
- ・ 相談支援実施後に事後アンケートをお送りいたしますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

【お問合せ：事務局】

日本看護協会「看護管理者を対象とした相談支援事業」事務局(委託業者:株式会社アテナ)

E-mail : info@jnasoudan.jp



コロナ禍における、組織でのメンタルヘルスに関する困りごとの

相談をして みませんか？



医療機関に所属する看護管理者の皆さまを対象に

精神看護専門看護師を派遣し、
相談支援を行います

精神看護専門看護師とは

：精神疾患患者に対して水準の高い看護を提供します。また、一般病院でも心のケアを行う「リエゾン精神看護」の役割を提供します。

申込期間

2022年5月9日(月) ~ 2022年12月28日(水)

精神看護専門看護師による相談支援の申込方法

対 象

全国の医療機関、介護施設、訪問看護ステーションに所属する看護管理者

募集件数

75件程度

申込方法

日本看護協会公式ホームページに掲載の実施要項を確認の上、お申し込みください。

※実施要項は2022年4月下旬に掲載の予定です。

申込期間

2022年5月9日(日)～2022年12月28日(水)

実施期間

2022年6月1日(水)～2023年2月28日(火)

費 用

無料

1回の相談時間

最大3時間

内 容

相談支援を希望する看護管理者に対し、派遣前に相談事項をヒアリングした上で精神看護専門看護師の派遣等(直接訪問もしくは遠隔)を行い、施設の状況や個別性に応じた相談支援を行います。

《相談内容例》

- メンタルヘルスケアに関する基礎知識と管理監督者の役割
- ストレスマネジメントに関する教育・指導
- 職員への相談対応の方法
- 職場環境等の評価や改善方法、職場復帰への支援方法

など

■詳細及び実施要項は、日本看護協会ホームページ

<https://nintei.nurse.or.jp/nursing/qualification/mncna>

からご確認ください。



精神看護専門看護師による相談支援

検索